

↳ 贈与による財産取得の時期

Q : 私は、昨年10月に父から宅地の贈与を受け、今年の4月末日に所有権移転登記を済ませました。親子なので贈与契約書などは作らず口約束だけですが、財産取得の時期を口約束をした日とするのか、登記の日とするのかで贈与税の申告書を提出する年が違ってきますが、どちらが正しいのでしょうか？

A : 登記を済ませた今年の4月末日が財産取得の日となりますので、来年贈与税の申告書を提出しなければなりません。

【解説】

贈与により財産を取得した場合、その財産の取得時期は、次のように取扱われます。

① 書面による贈与の場合

その契約の効力の発生した時

② 書面によらない贈与の場合

その履行の時

ただし、贈与財産が所有権の移転の登記又は登録の目的となる財産である場合において、その贈与の時期が明確でないときは、特に反証のない限りその登記又は登録があった時に贈与があったものとして取扱うこととされています。

ご質問の場合は、書面によらない贈与に該当しますので、財産取得の時期は、その贈与が履行された時になります。そして、贈与の履行が明らかでない、つまり昨年10月に贈与を受けたことが証明できない場合は、その登記を済ませた今年の4月末日が財産取得の日となります。

